

# おまつなし

## 商工会議所ってどんなところ？

地域の商工業者を代表し、商工業の振興に力を注いで、国民経済の健全な発展に寄与するための地域総合経済団体です。

大企業も中小企業も、みんな力を合わせて、都市を住みよく、働きやすいところにしようという理念のもとに活動しています。



## 宮津商工会議所ってこんな活動をしています

### ◆あなたの意見を世論に反映

一人一人の意見は小さくとも、あなたの意見は商工会議所の意見となり、さらには日本商工会議所の意見とすることもでき、行政庁等を動かすことも可能です。

### ◆講習会・各種検定試験の開催

働く人たちの資質・技能の向上のため各種検定試験(簿記・珠算等)の実施、また政治・経済の情勢、販売促進、接遇などの講演・講習会を開催しています。

### ◆農水商工親連携の取組

地域の農林漁業者、商工業者及び観光業者等の連携を深め、「6次産業化」及び「地産地消(消)」を推進し、当地の産業振興に取り組んでいます。



### ◆商業活性化・まちづくり事業の推進

中心市街地が更に発展し、活力ある商業地になるよう、行政・関係団体等と連携を取りながら各地区のまちづくり事業を推進しています。

### ◆天橋立世界遺産登録に向けた取組

日本三景天橋立を世界の宝として確実に未来へ継承し守っていくため、世界遺産登録に向けた取組を京都府他関係市町、また住民と一緒に進めています。

## 商工会議所が行っているいろいろな経営支援

あなたのお店・工場の経営革新や創業など中小企業の成長を支援します。当所窓口、また企業を巡回して会員の皆さんのご相談に応じています。

### ●経営相談

新規開業や新規市場開拓、販売手法の革新についての相談や専門家の派遣、各種補助金申請支援などを行っています。

### ●金融相談

資金計画の相談や国、府などの低利で安心な制度融資の斡旋を行っています。

### ●税務・経理相談

記帳を正しく理解し、帳簿の数字に基づく経営のための記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。

### ●労務相談

従業員の賃金・退職金・労働保険・社会保険などの労務関係に関するアドバイスを行っています。



### ●各種共済

中小企業の経営と生活安定のために、各種共済制度を設けています。

### ●取引相談

新規市場の開拓や販売・仕入先の拡張、下請けの斡旋の支援を行っています。

## あなたも宮津商工会議所の会員になりませんか!!

宮津商工会議所は、昭和30年に設立され、現在約710名の事業所の方にご加入いただいております。

会員の加入については、現在、商工会議所の定款の改正により、商工業者だけでなく医療・介護・教育・神社仏閣の団体の方々もご入会いただけます。

当所では、常時新入会員を募集しておりますので、是非ご入会ください。また、お知り合いの事業所でまだ商工会議所にご加入いただけていない事業所がございましたら、当所までご連絡いただければ幸いです。

【ご入会・ご紹介の連絡は】  
宮津商工会議所 ☎0772-22-5131 まで



## 2015新春経済講演会

■日時■ 平成27年2月20日(金)

午後2時～4時

■場所■ 京都北都信用金庫

本店5Fホール

■講師■ 岩井克人氏

(国際基督教大学客員教授)

■テーマ■ 『これからの会社のあり方』

■参加料■ 無料

■申込み■ 電話、FAX、Eメールにて

宮津商工会議所までお申込みください。

TEL: 0772-22-5131 FAX: 0772-25-1690

E-mail: miyazu@kyo.or.jp

■その他■ 駐車場は、市宮浜町立体駐車場をご利用ください。(5時間無料)



主催/宮津商工会議所、(公社)宮津納税協会  
(公社)宮津納税協会宮津支部法人部会  
共催/京都北都信用金庫、近畿地区しんきん経営者協議会  
近畿税理士会宮津支部



## 平成26年分 所得税・消費税 確定申告のご案内

今年の申告期間は所得税が3月16日(月)、消費税が3月31日(火)までとなっています。納税協会宮津支部と協力しながら、無料個別相談を下記日程で実施いたしますのでご利用ください。

なお、平成25年まで宮津商工会議所で実施しておりました個別相談は、昨年に引き続き『みやび歴史の館』会場にて(平成27年2月26、27日)、税理士、宮津税務署・宮津市役所担当職員の方々により実施されます。

### 【所得税地区別個別相談会】

日	時	場 所	相 談 員
2月24日(火)	9時30分～15時	府中地区公民館	当所経営支援員
2月25日(水)	9時30分～正午	吉津地区公民館	当所経営支援員
2月27日(金)	9時30分～15時	栗田地区公民館	当所経営支援員

### 【納税協会個人部会宮津分会会員対象個別相談会】(予約制)

	日	時	場 所	相 談 員
所得税	3月 2日(月)	9時～15時	宮津商工会議所	税理士及び当所経営支援員
消費税	3月23日(月)	9時～15時	宮津商工会議所	税理士及び当所経営支援員

※お電話でお申込みください。(☎0772-22-5131)

### ご相談に来られる際、必ずお持ちください

#### ◇所得税相談の方◇

- \*平成25年分の申告書・決算書の控え
- \*帳簿類
- \*添付書類(国民年金・生命保険・損害保険等の証明書、年金・給与の源泉徴収票など)
- \*印鑑

#### ◇消費税相談の方◇

- \*平成25年分の消費税確定申告書・付表・所得税決算書の控え
- \*平成26年分の所得税決算書の控え
- \*帳簿類(本則課税の方)
- \*印鑑

## 通勤手当の非課税限度額の引上げについて

平成26年10月に所得税法施行令の一部改正が行われ、交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられております。ご注意ください。

なお、改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

給する通勤手当 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支	区分	課税されない金額	
	通勤距離	改正後	改正前
	片道55km以上である場合	31,600円	24,500円
	片道45km以上55km未満である場合	28,000円	
	片道35km以上45km未満である場合	24,400円	20,900円
	片道25km以上35km未満である場合	18,700円	16,100円
	片道15km以上25km未満である場合	12,900円	11,300円
	片道10km以上15km未満である場合	7,100円	6,500円
	片道2km以上10km未満である場合	4,200円	4,100円
	片道2km未満である場合	(全額課税)	同左

※その他、交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当、通勤用定期乗車券等に改正はありません。

詳しくは、お近くの税務署窓口又は国税庁のHP (<https://www.nta.go.jp>)にてご確認ください。

## 商工会議所が運営する退職金制度をご存知ですか？

宮津商工会議所では、昭和49年4月から『特定退職金共済』の運営を行っております。退職金制度の確立は、従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。是非この機会にご加入ください。

### 【特定退職金共済のメリット】

- 掛金月額は、1人につき1口1,000円で最高30口まで加入でき、損金又は必要経費に計上できます。しかも従業員の給与になりません。(掛金は、全額事業主負担です。)

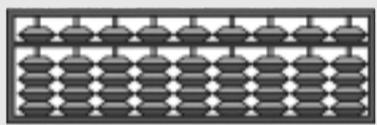
- 「建設業経営事項審査」の加点評価項目の対象です。

【加入・増口時期】 2月と8月の年2回となります。

【お問い合わせ】 宮津商工会議所 TEL0772-22-5131



## そろばんの効用ってご存知ですか!?



そろばん教育は、子供達のさまざまな能力を向上させます。科学的な分析でも、次の能力アップに驚異的な効果をあげると言われています。

### 1 注意深く観察する力

ミスが許されないトレーニングを繰り返していると、集中力と同時に、数字を注意深く読みとる能力が高まり、洞察の原点となる力を養うことができます。

### 2 イメージやヒラメキの力

ある研究発表で、有段者の珠算式暗算は右脳を使用していることが判りました。問題解決・発明などのヒラメキは右脳から発生すると言われており、問題解決の思考回路を最短距離で結ぶ脳の力が開発されます。

### 3 記憶する力

暗算には、珠算式暗算(右脳使用)と算数式暗算(左脳使用)とがあります。珠算式暗算は右脳で処理した答えのパターン記憶を行います。このトレーニングは直観像として長く記憶にとどまる力を身につけることができます。

### 4 集中する力

そろばんの検定試験は制限時間に規定問題数を正確に処理し、正解しなければなりません。「指先は外に出た脳」と言われるように、そろばんの指先トレーニングによって集中する力を育てることになります。

その他、情報を処理する力や速く聴き・速く読む力も育てるとされています。さらに詳しく知りたい方は、日本珠算連盟(公式サイト<http://www.shuzan.jp/>)をご覧ください。

### ◆◆◆宮津商工会議所の珠算検定試験◆◆◆

現在、年3回(6月、10月、2月)実施しております。

## 宮津商工会議所 青年部 新入会員大募集!!

あなたも宮津商工会議所青年部の一員となり、企業経営の勉強や会員との親睦を通して、情報交換や自己研鑽をはかり、事業所の発展、また自己のスキルアップに役立ててみませんか?そして一緒に宮津を盛り上げましょう!!

【お問い合わせ先】

☎0772-22-5131 (青年部事務局: 矢野)

## 小規模企業共済制度のご案内



当制度は、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営する共済制度で、宮津商工会議所は委託団体の一つとして取扱いしております。小規模企業の個人事業主又は会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、「経営者の退職金制度」といえるものです。

### ◆制度の特色

#### 1. 加入資格

- 常時使用する従業員の数が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の個人事業主又は会社の役員
- 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員や常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合及び農事組合法人の役員
- 常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)

#### 2. 掛金は、自由に選択でき、全額所得控除

- 毎掛金月額は、1,000円~70,000円までの範囲内(500円単位)で自由に選べ、加入後に増・減額でき(減額は一定の要件が必要)、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。
- 掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得金額から控除できます。

#### 3. 共済金の受取り

- 共済金は、廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。
- 共済金の受取りは、「一括」、「分割」又は「一括と分割の併用」が選択できます。
- 受取共済金は、税法上の「退職所得」又は「公的年金などの雑所得」として取扱われます。
- 共済金の受取り金額は、共済事由等によって変わります。

本制度のお問い合わせ・お申込は当所(電話22-5131)までご連絡ください。

### 宮津商工会議所活用レシピ

## 寿司・カニ料理「なみじ」 岸本 佳久

宮津市波路に位置する「なみじ」は平成18年にオープン。宮津の新鮮な魚を地元でいかに消費するかと日々、悩んでいたところ、魚を調理することが出来ずに困っている方が多いことに気が付きました。そこでお得意さんを中心に実験的に「お魚さばき教室」を開催したところ大きな反響がありました。

この取組をどうしたらいいかと宮津商工会議所に相談したところ、地域課題の解決にも繋がるということでプレスリリースの作成を提案され、慣れない文章作りに悪戦苦闘しながらも会議所の支援を受けて作成しました。おかげさまで「お魚さばき教室」の当日は報道各社の方々もご参加くださり、新聞への掲載もいただきました。



今後もいろいろな情報や制度を紹介してもらえるよう商工会議所を積極的に利用していきたいと思っております。

## 福祉住環境コーディネーター検定試験 宮津会場の終了について

当所では、平成15年度から東京商工会議所との共催による福祉住環境コーディネーター検定試験を実施してまいりましたが、一定の役割を終えたため、平成26年度をもって宮津会場(宮津市内)での試験を終了させていただきます。

なお、検定試験は、引き続き実施されますので、平成27年度の試験内容、試験会場につきましては、東京商工会議所検定センター(☎03-3989-0777)または、近隣の商工会議所にお問い合わせください。